

コンソーシアム活用型 I T ビジネス創出支援事業補助金

県内 I T 中小企業が取り組む産学官連携コンソーシアムを活用した共創による革新的な I T システム開発等を支援します

補助金の概要

1 補助対象者

- ・ 県内 I T 中小企業
 - 県内 I T 中小企業：県内に登記簿上の本店又は事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条の規定に該当する事業者で、主な事業内容が日本標準産業分類中分類における 37 通信業、39 情報サービス業、40 インターネット附随サービス業である事業者
 - 県内に所在する民間企業、教育機関、自治体等を 1 者以上含む産学官連携コンソーシアムを構成する必要があります

2 補助対象事業等

- ・ I T システム開発及び I T システム開発に係る実証実験
※必ず I T システム開発を伴うこと

テーマ	<p>(1) 長野県 D X 戦略（令和 2 年 7 月策定）の推進（デジタル社会の構築（暮らし・行政の D X 推進））の重点プロジェクトのうち、スマートエデュケーション、地域交通、ゼロカーボン・スマートインフラ、地域医療及び災害対応に関する地域課題解決に資するもの</p> <p>(2) 信州 I T バレー構想の「共創による革新的な I T ビジネスの創出・誘発」に資する次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ V R、ブロックチェーン、ロボティクス、宇宙産業等グローバルな展開が期待されるもの ・ 開発するシステムにより、既存の業務プロセス等の改変を行い、新たな価値を創出して新たな社会の仕組みに変革することが期待されるもの <p>(3) 知事が特に必要と認めるもの</p> <p>但し、次のいずれかに該当する事業は補助事業の対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業効果が一の事業者のみの課題解決に資すると判断されるもの ② 地域社会で一般的に利用されているデジタル技術の応用に留まると判断されるもの ③ 補助事業を実施する県内 I T 中小企業の利益向上のみに留まると判断されるもの
-----	--

補助率及び補助額	補助対象経費の1/2以内 上限500万円 ただし、人件費及び委託費に該当する経費でかつ補助対象者中小企業基本法第2条の規定に該当しない事業者に対して支払われた経費の合計は補助金の額の2分の1を超えない範囲とする。
補助対象経費	人件費、原材料・消耗品費、謝金、旅費、使用料及び賃借料、委託費、印刷製本費、通信運搬費、広告料など

応募方法

1 募集（受付）期間

令和4年4月27日（水）から6月1日（水）17時（必着）

※令和5年2月28日（火）までに、事業の完了及び実績報告書の提出が必要となります。

2 提出書類

- ・コンソーシアム活用型ITビジネス創出支援事業補助金事業計画書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第1号の2）
- ・コンソーシアム活用型ITビジネス創出支援事業補助金実施計画書（様式第2号）
- ・コンソーシアム活用型ITビジネス創出支援事業補助金経費内訳書（様式第3号）
- ・会社概要（パンフレット等）

3 提出先

（公財）長野県産業振興機構 ITバレー推進部

〒380-0928 長野市若里1-18-1（長野県工業技術総合センター3F）

上記まで郵送又は電子メール（it-valley@nice-o.or.jp）

※メールの場合はPDFに変換して送付してください。

4 補助金の交付決定

書類審査を行い、交付先を決定します。

5 採択件数

10件程度

◎申請書一式、交付要綱等は以下のホームページからダウンロードできます。

<https://nagano-it.jp/news/2227/>



お問合せ先

信州ITバレー推進協議会事務局

（公財）長野県産業振興機構 ITバレー推進部内

〒380-0928 長野市若里1-18-1（長野県工業技術総合センター3F）

Tel:026-217-1635 E-mail:it-valley@nice-o.or.jp 担当：小林、宮澤、中村